

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成29年 6月 2日

高知市長 殿

提出者

住 所 高知市萩町二丁目2番25号
氏 名 東洋電化工業株式会社
代表取締役社長 入交 建太
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 088-834-4800

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋電化工業株式会社
事業場の所在地	高知市萩町二丁目2番25号
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	その他の製造業
② 事業の規模	229億円(平成27年度売上高)
③ 従業員数	239人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ガラス類：処分方法別（色別）に置き場を分別する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・金属くず：廃棄物分別を遵守し、リサイクルを図る。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙⑤のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 日高村の当社木くず破碎施設を活用し、木くずの再生利用を行う。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙⑥のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（－年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ - 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙⑦のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 委託処理業者の選定に当たっては、許可証・処理内容を確認し、 法律に則った委託契約を結ぶ。			

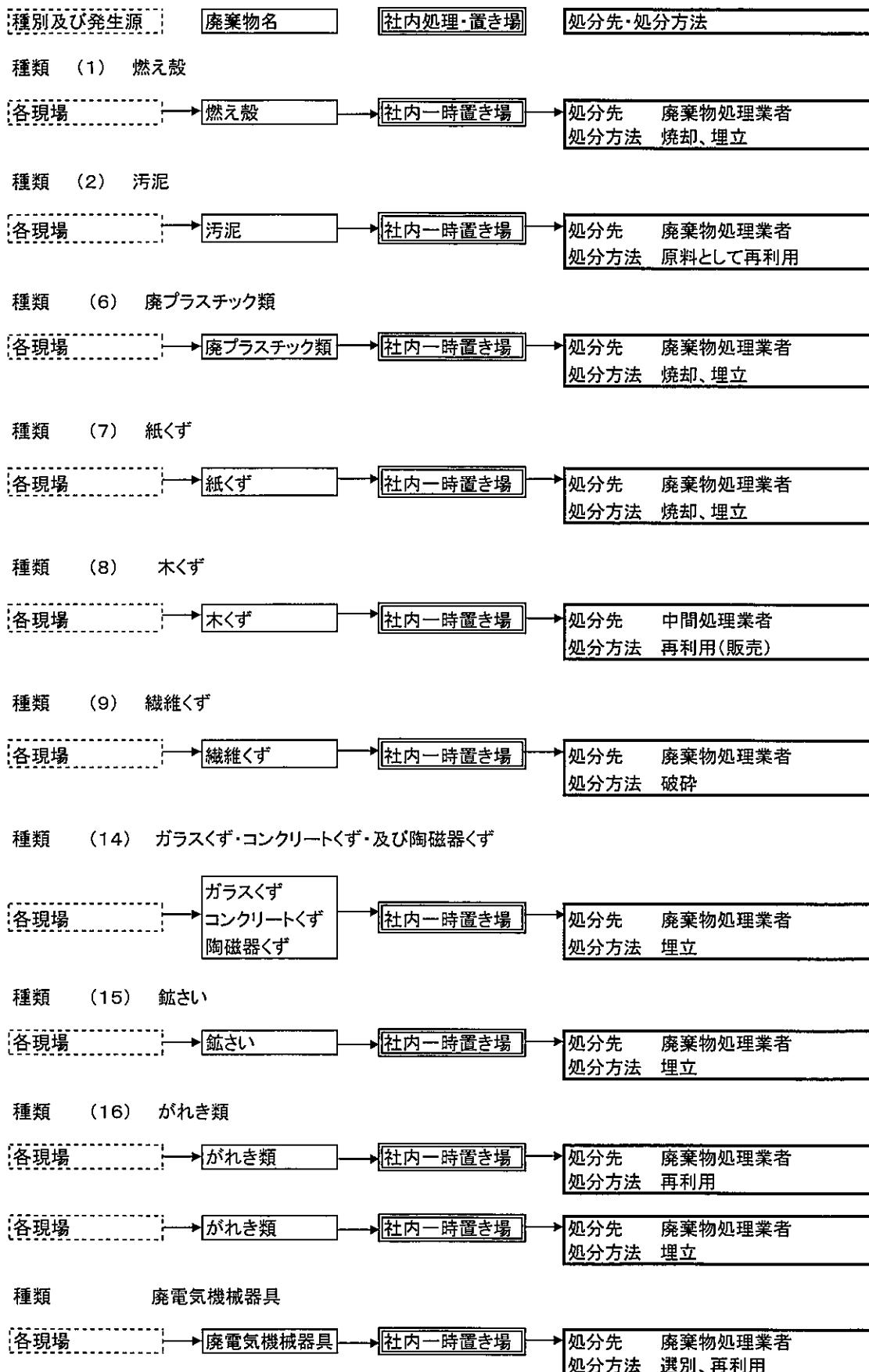
(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙⑧のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 今後も法令遵守の上、委託業者との契約を行う。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙① 産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物処理に関する管理組織図

別紙 ②

総括責任者	所属 管理本部長
廃棄物担当	組織名 総務部総務課 組織人数 3人
廃棄物再生 施設担当	組織名・役職 資源・リサイクル部 部長 組織人数 3人
役割	○社内の公害防止と環境改善の検討
	○廃棄物処理に関する検討
	廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進
	計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	・議長 製造本部長 ・副議長 生産技術部部長
	・委員 関連部署部長、次長、課長
	・事務局 生産技術部
	○廃棄物処理方針の策定
	○廃棄物管理規定の策定、改廃
	○廃棄物処理に関する各種の決定、承認
割 割	○廃棄物処理計画の作成
	○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
	○産業廃棄物処理
	○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
	○監督官庁への各種報告
	○社員、関連会社に対する教育、啓発
廃棄物再生 施設担当	○産業廃棄物処理施設の運転、維持管理状況の把握
	○廃棄物再生処理の利用業者の調査、選定及び管理

別紙③

産業廃棄物の種類	排出量(t)
燃え殻	7.04
汚泥	3,401.93
廃プラスチック類	179.19
紙くず	12.19
木くず	101.48
繊維くず	2.94
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	5.18
鉱さい	137.13
がれき類	451.13
廃電気機械器具	2.49
合計	4,300.70

別紙⑥

産業廃棄物の種類	再生利用量(t)
汚泥	2,700
木くず	100
合計	2,800

別紙⑦

産業廃棄物の種類	委託処理量(t)	優良業者委託量(t)
燃え殻	7.04	0.00
汚泥	660.76	0.00
廃プラスチック類	179.19	22.28
紙くず	12.19	0.00
木くず	0.30	0.00
繊維くず	2.94	0.00
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	5.18	5.18
鉱さい	137.13	0.00
がれき類	174.29	75.44
合計	1,179.02	102.90

別紙⑧

産業廃棄物の種類	委託処理量(t)	優良業者委託量(t)
汚泥	650	0
廃プラスチック類	180	20
紙くず	10	0
繊維くず	3	0
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	5	5
鉱さい	140	0
がれき類	170	75
合計	1,158	100

別紙④

産業廃棄物の種類	排出量(t)
汚泥	3,400
廃プラスチック類	180
紙くず	10
木くず	100
繊維くず	3
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	5
鉱さい	140
がれき類	170
廃電気機械器具	3
合計	4,011

別紙⑤

産業廃棄物の種類	再生利用量(t)
汚泥	2,741.17
木くず	101.18
がれき類	276.84
合計	3,119.19